

公害の防止に関する事業に係る
国の財政上の特別措置に関する
法律の期限延長に関する要望

平成 22 年 8 月

公害防止計画推進協議会

趣 旨

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(公害財特法)に基づく財政上の特別措置について、その適用期限を延長されたい。

理 由

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、公害防止計画の推進を財政面から支えるものであり、同計画地域における公害防止対策事業の円滑な推進に多大な役割を果たし、環境改善に大きな成果を挙げてきましたが、同法律は平成22年度末をもってその効力を失うこととなっております。

しかしながら、水質汚濁、有害化学物質汚染など環境基準の達成に向け公害防止計画に基づく公害防止対策事業のなお一層の推進が必要な状況にあります。こうした中、公害財特法が失効した場合、公害防止対策事業の実施に重大な支障が生じるおそれがあります。

つきましては、公害財特法の適用期限を延長するとともに、必要な予算措置及び地方財政上の措置が講じられるよう要望いたします。

平成22年8月

公害防止計画推進協議会

会長 東京都知事 石原 慎太郎



<公害防止計画策定都府県>

宮 城 県
茨 城 県
埼 玉 県
千 葉 県
東 京 都
神 奈 川 県
新 洩 県
富 山 県
長 野 県
岐 阜 県
静 岡 県
愛 知 県
三 重 県
京 都 府
大 阪 府
兵 庫 県
奈 良 県
和 歌 山 県
岡 山 県
広 島 県
山 口 県
香 川 県
福 岡 県
大 分 県